施策 ⑬児童虐待への対応

元気発進！子どもプランの実績・成果

児童虐待の防止、早期発見、早期対応を図るため、平成17年度に市に要保護児童対策地域協議会を、各区に要保護児童対策実務者会議を設置して、関係機関との連携を図っています。

児童虐待の通告があれば、子ども総合センター（児童相談所）と各区の子ども・家庭相談コーナーが協力しながら、緊急性や重篤度に応じて役割を分担し、迅速な対応に努めています。組織的にも、子ども総合センター（児童相談所）においては、児童虐待の初期対応を専門的に行うチームの設置や児童福祉司などの増員、各区の子ども・家庭相談コーナーでは虐待事案を担当する係長を配置するなど、体制の強化・充実を図ってきました。

また、幼稚園・保育所・学校など子どもに関係する機関の職員に対しては、「児童虐待対応リーダー養成研修」等を通じて、虐待と疑われるケースへの対応力向上を図るとともに、市民向けには、毎年11月のオレンジリボンキャンペーン期間に「児童虐待問題連続講座」を開催するなど啓発活動にも努めてきました。さらに、虐待を行った保護者等に対しては、適切なカウンセリングを行い、必要に応じ養育技術の向上などを図るペアレントトレーニングを実施しています。

このように、児童虐待の防止、早期発見、早期対応および適切な支援を行うため、地域・区・市レベルの各段階において関係機関が相互に連携して支援していく体制を整えるとともに、関係機関への研修会や市民を対象とした啓発活動などを行いました。

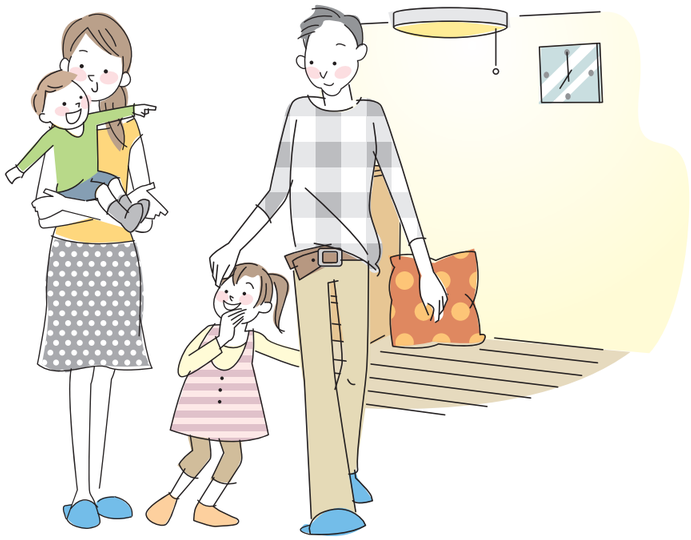

現状と課題

（ア）児童虐待の早期発見、早期対応

現状

本市の児童虐待通告件数は、ここ数年増加傾向にあり、平成25年度は547件となっています。これに対し、子ども総合センター（児童相談所）の児童虐待対応件数は、平成18年度の456件をピークに、いったんは平成22年度308件まで減少しましたが、その後微増し、平成25年度は380件となっています。

また、児童虐待に関する家庭訪問や調査、面接等の対応、家族再統合に向けた調整や支援に時間を要し、対応に苦慮しているケースもあります。

区役所の母子保健担当や学校などから、居住実態が把握できない児童に関する情報が寄せられるケースがあります。

課題

- **児童虐待が深刻化する前に、児童虐待の早期発見・早期対応することが重要であり、そのためには関係者だけでなく、地域住民への研修や啓発が必要です。**
- **虐待リスクの高い居所不明児童を含む児童虐待対応に関して、より高度な専門性や一時保護、立ち入り検査などの権限を持った子ども総合センターと、地域に根ざした支援を行う区役所がさらに連携を強化し、それぞれの特徴を生かした役割を果たすとともに、他の関係機関とも連携を深めて行くことが必要です。**

（イ）医療機関との連携

現状

児童虐待対応件数のうち、医療機関からの通報が少ない傾向にあります。全国の小児科専門医を対象とした調査（平成16年度）によると、虐待された児童の診察の経験は、6割の医師が「あり」と答えていますが、そのうち、実際に通告したのはその6割にすぎません。

課題

- **地域の医療機関の虐待対応能力を向上させ、虐待が疑われる児童を早期に発見し、子ども総合センター（児童相談所）への通告につなげる取り組みを行う必要があります。**

第4章 ⑬児童虐待への対応

施策の方向性・柱

『児童虐待の発生予防に努めるとともに、早期発見、早期対応により、虐待が深刻化する前に適切な支援ができる社会環境づくり』

① 児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応および適切な支援

育児不安の軽減を図るなど、児童虐待の発生予防に取り組み、虐待に至る前に気になるレベルで適切な支援を行います。また、児童虐待が深刻化する前に早期発見・早期対応に取り組み、子どもの安全を守るための一時保護や被虐待児のケア、家族再統合に向けた保護者への支援等を行うことで児童虐待の防止に努めます。あわせて、児童虐待による死亡事案の発生件数ゼロを目指します。

成果の指標【目標】

1 児童虐待対応件数 【25年度：380人▶減少】

参考データ

児童虐待対応件数の推移

年度	件数（件）	児童人口（人）	児童一万人中の件数（件）	養護相談（件）	養護相談中虐待の相談割合	相談件数（件）	全相談中虐待の相談割合
21	316件	156,413人	20.26件	785件	40.3%	4,475件	7.1%
22	308件	155,486人	19.81件	817件	37.7%	4,669件	6.6%
23	322件	154,996人	20.77件	906件	35.5%	4,608件	7.0%
24	346件	154,995人	22.32件	1,279件	27.1%	6,260件	5.5%
25	380件	153,972人	24.68件	1,305件	29.1%	6,261件	6.1%

※平成24年度の相談件数の大幅な増加は、「子ども相談情報システム」の運用開始により、相談項目を確実に計上できるようになったことなどによるもの。

虐待の種類別件数の推移

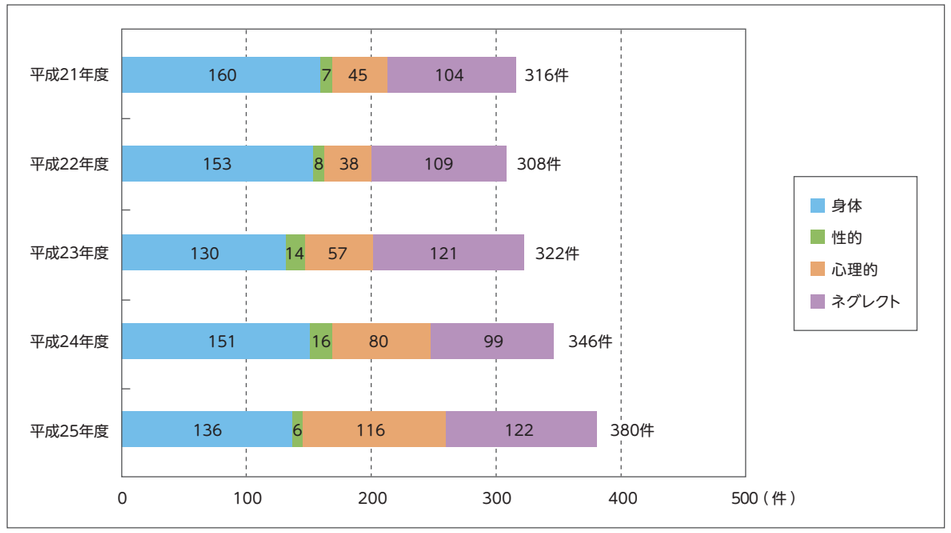

年齢別・虐待の種類別件数（平成25年度）

区分	身体	性的	心理的	ネグレクト	計（年齢別）
就学前児童	53件	0件	65件	74件	192件
小学生	49件	3件	35件	32件	119件
中学・高校生 その他	34件	3件	16件	16件	69件
計（種類別）	136件	6件	116件	122件	380件

具体的な取り組み

① 児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応および適切な支援

No.	事業名［担当課］	事業概要
再掲 58	**子ども・家庭相談コーナー運営事業** ［子ども家庭局・子育て支援課］	区役所の子ども・家庭相談コーナーで、子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じ、それぞれの内容に応じた支援・対応を行い、相談者の不安や負担感の軽減を図ります。 【相談件数】 25年度：76,801件▶増加
再掲 11	**生後4か月までの乳児家庭全戸訪問事業** 〈のびのび赤ちゃん訪問事業〉 ［子ども家庭局・子育て支援課］	生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行います。また、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に結びつけるなど、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ります。 【乳児家庭全戸訪問の訪問率】 25年度：88.9%▶31年度：100%
再掲 13	**育児支援家庭訪問事業** 〈のびのび赤ちゃん訪問事業〉 ［子ども家庭局・子育て支援課］	個々の家庭の抱える養育上の問題の解決や負担の軽減を図るため、出産後間もない時期やさまざまな原因で養育が困難になっている家庭に対して、保健師等が訪問し、子育てに関する情報提供や専門的な支援を行います。 【家庭訪問件数】 25年度：2,424件▶31年度：2,856件
再掲 17 拡充	**妊娠期からの養育支援事業** 〈すくすく子育て支援事業〉 ［子ども家庭局・子育て支援課］	妊娠・出産・育児期において、産前産後の心身の不調や家庭環境の問題など、特に養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、医療機関と連携しながら、養育支援を行うことにより、家庭の養育力を高め、児童虐待を防止します。
再掲 140	**保育カウンセラー事業** ［子ども家庭局・保育課］	児童虐待の早期対応・防止や発達の気になる子どもへの対応等のため、保育カウンセラーと保育アドバイザーが市内認可保育所を訪問し、児童処遇に関する相談、児童のケアや保護者対応を指導、助言し、保育所を支援します。 また、緊急事件等発生時において、迅速に児童、保護者、保育士等のカウンセリングを行い、対象者の心のケアに努めます。 【保育所等への対応回数】 25年度：200回▶現状維持
再掲 14 拡充	**乳幼児健康診査未受診者フォローアップ事業** 〈すくすく子育て支援事業〉 ［子ども家庭局・子育て支援課］	虐待につながりやすい状況を早期に把握し予防するため、乳幼児健康診査未受診者に対して、家庭訪問を実施し、受診勧奨するとともに、養育に関する相談に応じます。 また、妊婦や乳幼児の健康診査をデータ管理し、受診結果に応じて保健指導を行います。 さらに、未受診者のフォローに関して、関係機関と連携し、養育支援を特に必要とする家庭の把握に努めます。 【フォローアップ率】 25年度：100%▶現状維持

No.	事業名 ［担当課］	事業概要
262	**児童虐待の早期発見・迅速かつ適切な対応および児童への支援のための連携強化** ［子ども家庭局・子ども総合センター］ ［子ども家庭局・子育て支援課］	児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応および適切な支援を行うために、要保護児童対策地域協議会などを通して、関係機関との連携強化を図るとともに、関係職員等に対する研修会の実施や市民啓発などに努めます。 ○要保護児童対策地域協議会、要保護児童対策実務者会議等、関係機関の連携強化による虐待への対応、支援体制の充実 ○要保護児童対策実務者会議主催の研修等による関係機関の連携と虐待対応の質の向上 ○子ども総合センターと各区子ども・家庭相談コーナーの連携強化による虐待の通告・相談から支援までの体制の充実 ○虐待リスクの高い居所不明児童の早期発見・迅速かつ適切な対応の向上を図るため、関係機関との連携を強化 ○関係機関等が児童虐待に係る早期発見や迅速かつ適切な対応を行えるよう「児童虐待対応リーダー養成研修」を継続的に実施 ○法律研修の実施や、法的判断が必要となる虐待事案に関する法律相談など弁護士会と連携した取り組みの実施 ○児童の実態が把握できない場合や虐待が疑われる場合は、速やかな児童の安全確認・安全確保のため、保護者への出頭要求や捜索、全国の児童相談所間の情報共有、警察への捜索願いの提出等を実施

No.	事業名 ［担当課］	事業概要
再掲 59	**子ども総合センターの運営** ［子ども家庭局・子ども総合センター］	児童福祉法に基づく児童福祉の専門的行政機関として、子どもに関する相談の受付、助言や指導、心理判定、障害の判定、一時保護など児童相談所業務を行います。 また、児童虐待、非行、不登校などのさまざまな課題、悩みを抱える子どもや保護者を支援するため、カウンセリングやケースワーク、関係機関との調整・連携等に取り組みます。
再掲 76	**家族のためのペアレントトレーニング事業** ［子ども家庭局・子ども総合センター］	虐待の再発防止および発生予防を図るため、「虐待を行った保護者」および「養育不安のある保護者」に対して、「家族再統合コース」「養育不安コース」の二種類のプログラムを実施し、児童に対する養育技術に関する訓練を行います。 また、保護者がより受講しやすいプログラムである「コモンセンスペアレンティング」の導入についても検証し、より効果的な事業となるよう取り組みます。
263 新規	**児童虐待防止医療ネットワーク事業** ［子ども家庭局・子育て支援課］	小児患者に対応する拠点病院に児童虐待専門コーディネーターを配置し、地域の医療機関からの児童虐待に関する相談への助言、研修等、児童虐待対応力の向上を図ります。
再掲 60	**「24時間子ども相談ホットライン」事業** ［子ども家庭局・子ども総合センター］	いじめ・不登校等子どもの不安や悩み、保護者の子育てに関する悩み、児童虐待の緊急対応など、24時間体制で電話相談を受け付けます。

第4章 ⑬児童虐待への対応